

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は減免となる場合があります。

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方。
(次の①～③までの全てに該当する世帯。申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。)
 - ①事業収入や給与収入などいずれかの収入が、前年比10分の3以上減少する見込みであること。
 - ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
 - ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。

▶問合せ 国民健康保険税・町民課税務係 ☎ 2 1 1 2
後期高齢者医療保険料・町民課国保年金係 ☎ 2 1 1 3
介護保険料・保健福祉課介護保険係 ☎ 1 6 0 3

心からの寄附 ありがとうございました

6月16日、新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいと、成田市に工場のあるコスメテックスローランド株式会社様からご寄附が寄せられました。たび重なるご厚意に感謝いたします。有効かつ大切に活用させていただきます。

【寄附物品】
薬用ハンドジェル（485ml）
1,080本



年金だより

国民年金の保険料は16,610円（令和3年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、「保険料の全額免除または一部免除（一部納付）制度」がご利用できます。

これらの制度をご利用いただくには、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な場合は、令和2年2月分より臨時特例措置が適用されますので、ご申請ください。

※各種免除には条件があります。詳しい内容、申請につきましては日本年金機構ホームページまたは町民課国保年金係（☎ 2 1 1 3）までお問い合わせください。

7月は「社会を明るくする運動」強化月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場においてチカラを合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また、罪を償い、改善更生を果たす場合もまた地域社会にほかなりません。罪を犯した人も非行のある少年も、いずれは改善更生して社会に復帰し、地域社会の一員として、より良い社会の実現を担うこととなります。本運動は、地域社会に根ざし、広く地域住民の理解と共感を得られるような活動を全国各地で展開しようとするものです。